

2021年1月8日

2020年度後期 講習会・資格試験における
新型コロナウイルス感染症に関する対応について
(第6報)

一般社団法人 日本非破壊検査工業会
理事長 松村 康人

日頃より当工業会にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染が拡大しており、政府は1月7日に1都3県に対して「緊急事態宣言」を発出しました。当工業会においては、講習会・資格試験等は、入学試験や他の資格試験に準じ、3密を避ける十分な感染防止対策をした上で予定通り実施いたします。なお、下記の対応で実施いたしますので、ご参加の際にはご協力いただきたく宜しくお願い申し上げます。

記

1. 受付時に、非接触型体温計にて検温の実施と手の消毒をお願いいたします。(講師及び事務局含む)。
2. 密による感染防止のため、従来の定員より受講者数を制限し実施いたします。
3. 換気扇の使用、窓や扉の開放など、各会場に対応した出来得る限りの換気をいたします。
4. 参加者様には、マスクの着用をお願いしております。また、講師・試験官及び事務局はマスクを着用いたします。
5. 以下の症状がある方には、参加のお断りをいたします。
 - ・ 新型コロナウイルスに感染しており、完治していない方
 - ・ 37.5℃以上の発熱がある方
 - ・ 発熱が続いている、強いだるさや息苦しさがある等、感染の疑いがある方
 - ・ 厚生労働省が対象としている国から帰国して2週間が経過していない方
6. その他
 - ・ 緊急事態宣言に伴う本対応措置の期間は1月8日～2月7日としますが、感染状況により延長や対象地域拡大の可能性があります。
 - ・ 新型コロナウイルス(COVID-19)に関する最新情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・ 政府等による新型コロナウイルス対策方針等によって、上記が変更になる場合があります。
 - ・ その都度、当工業会のWebサイトで公開しますのでご確認ください。
 - ・ 講習会・資格試験を中止する場合は、受講・受験料を返金いたします。
 - ・ 受講・受験地及び出発地が緊急事態宣言対象地域の場合は、受講・受験予定日の3営業日以前のお申し出により、一旦ご入金いただきました受講・受験料の返金処理をいたします。

以上